

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第14号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、職員の通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を広域連合長が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 条例第15条第1項第2号若しくは第3号に該当する職員で第9条の職員たる要件を具備していないものが新たに当該要件を具備するに至った場合又は条例第15条第1項第2号若しくは第3号に該当する職員で第9条の職員たる要件を具備するものが当該要件を欠くに至った場合には、当該職員は前項の規定による届出の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第3条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第4条 条例第15条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難であると認められる職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1) 住居が離島等にある職員

(2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項の規定による障害等級に該当する程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給対象期間)

第5条 条例第15条第2項に規定する支給対象期間は、広域連合長が定める日以降6か月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、広域連合長が定める。

(運賃等相当額の算出の基準)

第6条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、大阪府後期高齢

者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第8条 運賃等相当額は、第2項及び第3項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。ただし、第5条ただし書に規定する場合の運賃等相当額については、広域連合長が定める。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（通用期間6か月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間3か月の定期券の価額に2を乗じて得た額、通用期間6か月の定期券及び通用期間3か月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間1か月の定期券の価額に6を乗じて得た額）

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についてその使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に6を乗じて得た額

2 広域連合長が定める職員で、平均1か月当たりの通勤所要回数の少ないものの運賃等相当額は、次項に該当する場合を除き、広域連合長が定める額とする。

3 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、前2項による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

（自転車等使用者についての特例）

第9条 条例第15条第2項第2号に規定する通勤が不便であると認められる職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上である者のうち次のいずれかに該当する者

ア 通勤のため利用しうる交通機関のないもの

イ 自転車等を使用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、住居若しくは勤務公署からその利用することとなる交通機関のもよりの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの又はその利用することとなる交通機関の運行回数その他の事情が広域連合長の定める条件に該当するもの

(2) 広域連合長が前号に掲げる者に準ずると認める者

2 条例第15条第2項第2号に規定する通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員は、第4条第2号に該当する職員で、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

3 条例第15条第2項第2号の規則で定める額は、前2項に規定する職員ごとに別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。

（併用者の区分及び支給額）

第10条 条例第15条第2項第3号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員（その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。）及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額
- (2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第15条第2項第1号に定める額
- (3) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 条例第15条第2項第2号に定める額
（交通用具）

第11条 条例第15条第1項第2号の規則で定める交通用具は、次に掲げるものとする。
ただし、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具
（支給の始期及び終期）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件（以下「支給要件」という。）が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、職員に新たに支給要件が具備されるに至った場合で、第2条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、広域連合長が定める場合を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から通勤手当の支給を開始するものとする。

3 通勤手当は、これを支給されている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。

（追給又は返納）

第13条 条例第15条第3項の規則で定める事由は、次に掲げる場合（以下「変更等事由」という。）とする。

- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に

変更があった場合

(2) 第2条第2項に該当することとなった場合

(3) 退職することとなった場合

第14条 変更等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を返納させ、第2号に掲げる額を追給するものとする。

(1) 通勤手当の額を変更することとなった日の前日の属する既に支給している支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、変更等事由が生じたことにより通勤に要しないものとして広域連合長が定めるところにより算出した額

(2) 前号の支給対象期間につき、変更等事由が生じたことにより新たに通勤に要するものとして広域連合長が定めるところにより算出した額

(支給方法等)

第15条 条例第15条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 前条の規定による追給又は返納は、広域連合長が定める日に行う。

3 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給方法等に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第11号。以下「支給規則」という。）第4条第2項の規定は、通勤手当の支給について準用する。この場合において、同項中「月の1日」とあるのは「支給対象期間の初日」と、「給料の」とあるのは「通勤手当の」と、「その月の給料」とあるのは「その支給対象期間に係る通勤手当」と読み替えるものとする。

第16条 前条第1項の通勤手当は、当該通勤手当に係る支給対象期間の初日に同項の職員が所属する給料の支給義務者（広域連合長が定める場合は、広域連合長が定める給料の支給義務者）が支給する。

第17条 条例第15条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第18条 支給規則第4条第1項各号のいずれかに該当する場合におけるその月に係る通勤手当は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第3項並びに第4条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算により支給する。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(事後の確認)

第19条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年規則第７号）

この規則は、平成２０年１２月１日から施行する。

別表（第9条関係）

自転車等の使用距離（片道）	支給額	
	第9条第1項の 職員	第9条第2項 の職員
5キロメートル未満	円 —	円 2,900
5キロメートル以上10キロメートル未満	—	6,000
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,400	9,400
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,800	12,800
20キロメートル以上25キロメートル未満	16,200	16,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	19,700	19,700
30キロメートル以上35キロメートル未満	23,200	23,200
35キロメートル以上40キロメートル未満	26,700	26,700
40キロメートル以上45キロメートル未満	26,700	29,900
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,700	33,300
50キロメートル以上55キロメートル未満	26,700	36,800
55キロメートル以上60キロメートル未満	28,100	40,200
60キロメートル以上	30,500	43,600

備考 第9条第1項第2号の職員に対する通勤手当の月額は、この表に定める額との均衡を考慮して、任命権者が広域連合長の承認を得て定める額とする。